

インドネシア：上場会社株式の報告に関する電子プラットフォームの設立

アジアニュースレター

2025 年 10 月 9 日号

執筆者:

吉本 祐介

y.yoshimoto@nishimura.com

Raditya Pratamandika Putra

rpratamandika@wplaws.com

我妻 由香莉

y.wagatsuma@nishimura.com

Indira Setyowati

Isetyowati@wplaws.com

2025 年 6 月 5 日、インドネシア金融サービス庁（*Otoritas Jasa Keuangan*、以下「OJK」といいます。）は、OJK 通達第 10/SEOJK.04/2025（以下「OJK 通達」といいます。）を公布し、上場会社の株主が自己の株式保有状況及び議決権付株式に対する質権設定を報告するための新たな電子プラットフォームを設立しました。主な内容は以下の通りです。

1. OJK 通達は 2025 年 12 月 6 日に発効し、同日より以下の規制が適用されます。
 - (i) 対象となる報告は、インドネシア中央証券預託機関（KSEI）を通じて電子的に提出する必要があります。KSEI の電子報告プラットフォームはインドネシア証券取引所（IDX）が運営する公表プラットフォームと接続され、提出された報告は一般に公開されます。
 - (ii) 報告の提出期限が、報告義務が発生した日から 5 営業日だったものが 3 営業日に短縮されます。
2. 報告義務の主なポイントは以下の通りです。

No.	事項	概要
1.	株式保有に関する報告義務	株式保有に関する報告義務の対象者は、以下の通りです。 (a) 上場会社の取締役又は監査役で、当該上場会社の議決権付株式を保有する者（保有割合に関わりません。）。 (b) 上場会社の議決権付株式の 5%以上を直接又は間接的に保有する者。 (c) 上場会社の支配者。 ※小数点以下の端数切り捨て後の議決権保有割合に変更が生じるたびに、追加の報告が義務付けられることにご留意下さい。* *例：6.1%から 6.99%への変更は、いずれも 6%に切り捨てられるため（議決権比率は同率のまま）、報告義務は発生しません。しかし、6.9%から 7.1%への変更は、切り捨て後の比率が 6%から 7%に変化するため、報告義務が発生します。
2.	質権設定に関する報告義務	質権設定に関する報告義務は、以下の場合に発生します。 (a) 株主が 1 回の取引又は累積で上場会社の議決権付株式の 5%以上に質権を設定した場合。

	(b) 小数点以下の端数切り捨て後の議決権保有割合に変更が生じた場合。*
--	--------------------------------------

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com